

青空駐車が禁止されます

車庫証明の提出が義務づけに

12月1日から、自動車の保管場所の確保に關する法律が甘楽町にも適用になります。

自動車の保有者と保存しようとする方は保管場所を確保してください。

この法律は、従来改定で人口10万人以上の市町に適用されてきましたが、今回の改正で全国の市はすべて12月1日から適用され、昭和48年8月1日から適用されることになりました。

従来の自動車保有者数の基準に比べ、市町村にまで適用されることになり、市町村によって適用される道路を自動車の保管場所として使用しないうる義務づけ、道路交通の円滑化を図ることが目的です。

自動車の保有者は次のことをしっかり守ってください。

○自動車保有者は、道路以外の場所に自動車の保管場所を確保しなければなりません。



○車庫がなくても場所

があればよい。道路を自動車の保管場所(青空駐車)として使用すると罰せられます。

○自動車の新規登録や変更登録に係る場合は、陸運事務所に道路以外の場所に自動車の保管場所を確保していることを証明する書面を提出しなければなりません。これは、保管場所を管轄する警察署長の車庫証明書です。

○自動車保有者は次の二種期です。
①自動車の保管場所証明書二通
②自動車保管場所使用承諾書一通

○自動車保管場所を見取図一巻
①見取図の資料は三巻ですが、警察署長が明記が必要な書類は、警察署及び自動車販売店にあります。
②警察では、車庫証明の申請があるとき、申請場所を現地調査しますので、申請は早めにお願いたします。

○保管場所としての道路等利用禁止
第五条で、(何人も道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。)

○自動車は道路の上

の同一場所に引続き一時停車し駐車してはならない。(自動車は改定二日以内から引続き一時停車し同一場所に引続き一時停車し駐車してはならない。)

○警察署長、西田町長

違法駐車に注意を

○駐停車の方法
道路交通法では、(駐停車の方法)について、(前項は駐停車するときは左側路に並び、他の交通の妨害とならぬようにしなければならない。)

○駐停車を禁止する場所
道路禁止の場中、も既に定められており、その中で前に記した駐停車の方法で駐停車する場合には、駐停車の右側の道路に三、五メートル以上の余裕がないところにおいて駐停車してはならない。これらに該当する場合は、(無条件駐停車)とされています。広いと思っても、すでに駐停車禁止の場所があるところへ駐停車する場合は、(無条件駐停車)の適用は、やはり無条件駐停車です。

この無条件駐停車により、他の交通の妨害になっているため、たくさんある車種が禁止されています。また、地区内に問題が起ったとき事故が発生したりしていますのでこの取締りを強化しなければならぬ事情になっています。

甘楽町には、幅員五メートル以下の道路がたくさんあります。駐停車禁止場所以外でも駐停車する場合は、必ず右側に三、五メートルの余裕があるかどうかを確認してください。そして道路は広く使い、他人の迷惑にならない、事故の原因とならぬように、お互いに注意したいものです。二警察署長、西田町長

○電力資源をたいせつに
だれもいないへやの電気はつけっぱなしにしないように。
屋外灯には自動点滅器を取りつけましょう。消し忘れによるムダなくなります。

種豚の家畜共済

9月から引受けます

町では「種豚の家畜共済」を、9月1日から開始することになりました。この種豚共済は、法令に基づいて行なうもので、他の家畜と同じように義務加入となります。この「種豚」は、必ず「その共済」は、死産、産後、無産などによって賠償を生じたときに共済金を支払う事業です。

加入のできる豚は、生後六か月からで、種豚をなん頭かかっていてもそれぞれを加入させる。「種豚加入」制度です。たとえば、三頭飼育の場合は、検査をして個体価値を決め、その40%から50%までの共済金額で契約できます。責任期間是一年間で、対象については国で二割の一を負担します。一頭当たり二万円の共済金額に加入すれば、年間で四が千四百円、農家が二千二十円の負担になり、三千円の制度費では、ただで発生してもらえます。

この共済に加入したい人は、役場か地区役員員まで連絡し、「申込書」を役場に提出してください。また、こまかのことについて知りたい人は、役場経済課(有楽町の六)までお問い合わせください。

○電力資源をたいせつに
だれもいないへやの電気はつけっぱなしにしないように。
屋外灯には自動点滅器を取りつけましょう。消し忘れによるムダなくなります。